

危険物 安全週間

塩釜地区消防事務組合
マスコットキャラクター



塩防くん



毎年6月の第2週は全国一斉に「危険物安全週間」が実施されます。この週間は、危険物の保安に対する意識の高揚及び啓発の推進により、各事業所における自主保安体制の確立を図ることを目的に創設され、期間中、全国で様々な行事等が行われます。塩釜地区消防事務組合においても、令和3年度危険物安全週間推進標語

「事故ゼロへ トライ重ねる ワンチーム」

令和3年度危険物安全週間推進ポスターモデルは、ラグビーのリーチマイケル選手です。

をスローガンに、危険物施設への立入検査、通報・消火訓練の指導、リーフレット配布などを行い、危険物に起因する災害の未然防止に努めて参ります。

危険物とは

消防法で定められているものです、一般的に次のような危険性を持った物品をいいます。

1. 火災の危険性が大きい。
2. 火災拡大の危険性が大きい。
3. 消火の困難性が高い

身近な危険物

燃料

ガソリン、
軽油、灯油



塗料

合成樹脂塗料、
ラッカーシンナー



化粧品

マニキュア、
除光液



詳しくはお近くの消防署へ！

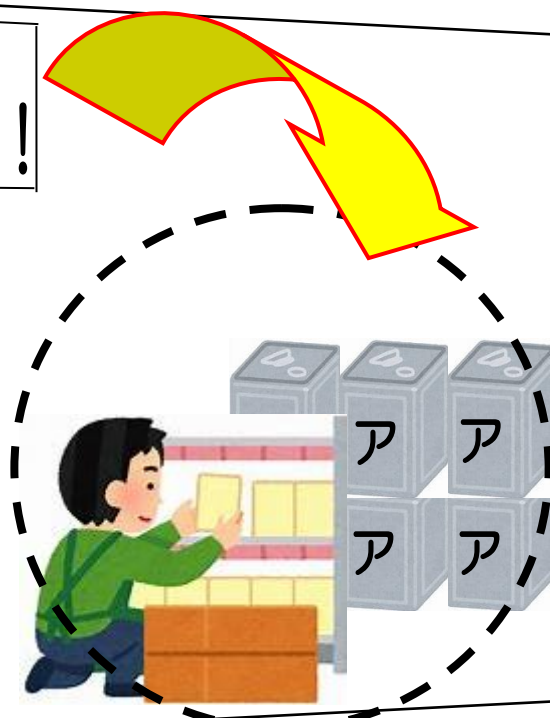


アルコールの保管にご注意！？

お待たせしました！
消毒用アルコール大量入荷！

やっと買えるぞ！！

おっと、その前に
お店の前でまず消毒…。



事故ゼロへ
トライ重ねる
ワンチーム

例えば物販店なら…。

消防法上危険物に該当する消毒用アルコールを貯蔵・取り扱う場合、消防法または火災予防条例により、その数量に応じて消防署へ申請または届け出が必要となります。

消毒用アルコール等（アルコール濃度60%以上の液体のもの）
を貯蔵・取扱う場合

貯蔵・取り扱う数量	届出・申請の有無
80L未満	届出・申請の必要はありません
80L以上400L未満	届出が必要です
400L以上	申請が必要です

最寄りの消防署へお問い合わせください！

病院や福祉施設、自治体でも考え方は同じです！！



塩防くん

塩釜地区消防事務組合